

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年8月24日(火)  
11時00分開会 14時53分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、  
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、  
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項  
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦  
商工観光課長：前田 真  
町民生活課長：斉木良博、同課生活環境係長：奥田啓司  
企画課長：鈴木 聡、同課長補佐兼企画統計係長：川口二郎  
保健福祉課長：佐藤秀美、同課長補佐：石川 淳、同課主幹：下保哲也  
教育長：三澤吏佐子、社会教育課長：藤田哲也
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について
  - ・プラザいちまる清水店の閉店について
  - ・空き家の外壁材の脱落に対する対応について
  - ・人口ビジョン・総合戦略事業評価について
  - ・「医療法人啓仁会 啓仁会病院」の閉院について
  - ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について
  - ・町内公共施設利用者の新型コロナウイルス感染症の感染確認に伴う臨時閉館について
  - ・新体育館建設予定地について
  - ・清水町教育委員会教育長の任命について
  - ・清水町監査委員の選任について  
(2) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：おはようございます。9月の定例会を前にして、大変お忙しいところお集まり頂き、ありがとうございます。只今より、全員協議会を開会する。御案内のとおり、町長からの申し出事項で9項目もある。今日は昼食を用意して、午後からにかかろうかと思うけれども、よろしく願い申し上げる。また、コロナ関係においては、北海道も大変厳しい状況の中で、明日には緊急事態宣言も出されるかと聞いているので、本町においても、まだまだこの厳しい状況が続くのではないかという思いがある。今日もそういった町の対策も含めて皆さんに御意見を頂きたいと思うので、よろしく願います。それでは、始まる前に、阿部町長から一言、御挨拶をお願いします。

阿部町長：皆さん、おはようございます。本日は全員協議会ということで開催に御配慮頂き、誠にありがとうございます。先ほどの10時から、議会運営委員会の中で、9月の定例会に向けた予定議案等の話をさせていただいたところである。今日の全員協議会については、事前に、全議員の皆様にも町の動きについて状況を説明しておいたほうがいいという内容があり、更に、議案のほかに議案の事前説明をさせていただきたい内容があったので、開催をお願いしたところである。今日、先ほど議長からの案内にもあったとおり、9項目と数多い項目になるので、それぞれ担当から順次説明してまいりますので、よろしく願いしたいと思う。

桜井議長：それでは、進め方であるけれども、まず執行側のほうからそれぞれ御説明を頂いて、順次、皆さんに説明に対する質疑を受ける形の中で進めてまいりたいと思うので、よろしく御協力頂きたいと思う。

(1) 町長からの申出事項について  
・プラザいちまる清水店の閉店について

桜井議長：(1) 町長からの申出事項についての議件①プラザいちまる清水店の閉店について、商工観光課より説明を頂く。

商工観光課長（前田 真）：私からは、プラザいちまる清水店の閉店について御報告させていただく。お手元に配付した資料を説明させていただく。令和3年7月30日に、イオン北海道株式会社より、執行役員ほか2名が清水町役場に来庁し、プラザいちまる清水店を令和3年8月31日に閉店するとの申し出があった。当該店舗は、平成14年11月20日の開店以来、経営主体を変えながら、約19年にわたり営業を続けてまいったが、現在の経営主体であるイオン北海道としては、冷蔵設備の老朽化、店舗維持に係る人員確保等、今後のことを総合的に勘案し、営業を継続することが困難であると判断したとのことである。従業員は30名雇用しており、そのうちパート従業員16名が清水町在住であるが、本人の希望を最大限尊重し、継続して雇用を望む従業員には帯広の店舗への配置転換を御理解頂いたと伺っている。また、販売商品等については、町内事業者との取引は存在しないと伺っている。従来から継続している防災協定については、一部を見直し、引き続き継続したいとの申出を受けたとともに、今後においても、イオングループで企画する北海道フェアへの地元特産品の出品等、継続的に付き合いをさせていただきたいとの話があった。当該建物については日本甜菜製糖株式会社の所有であり、賃貸契約については翌年の3月末まで継続するとのことである。今後においては、建物の有効な活用方法等について、日本甜菜製糖株式会社と継続的に情報交換をしてい

きたいと考えている。私からは以上である。

桜井議長：それでは、今の説明に対する質疑を受けたいと思うが、何かないか。よろしいか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：ちょっと確認なのだけど、確かこれ、町内事業者の取引は存在しない、今、もう置いてないのかな。静月さんは置いてないのか、ワッフルはもうやめたのか。

(そうであるとの声あり)

鈴木議員：それは分かった。例えば、今、こういう報告をされるのだけど、やはり買物弱者の問題、食彩館がなくなってから、やはりいろいろあったり、今度のイオン、いちまるがなくなることによって非常に全体的にもものすごく困っているということがある。それに対して、今後、どのように動いてく予定——まあ、かと言ってスーパーを誘致するというのはすごく難しいと思う、正直に言えば。となっていくと、本当に非常に清水町の存在というものが——生鮮食料品を含めて、いろいろ買うところが今年1年で2つもなくなるというのはやはりちょっと危機的な状況でもあったり、皆、ほとんどの町民がどうなっていくだろうという、ものすごい不安を持っている、やはり一番身近な存在なので。それについて、今回は報告だけでも結構だけど、やはり全体的に何か考えていくという仕組みというか、全体的に考えていかなければならないかなど。これ、なくなったから誰が悪いとかではないので。これは本気でちょっと考えてかなければならない。今、結論にもならないし、質疑にもなっていないかもしれないけど、そういう機会を含めて、いろいろやはり。これ、本当、清水町の危機だと思ったほうがいいかなというふうに思っているの、ぜひ全体的で考えられるような仕組みを本当つくってほしいし、そういうふうには協力することはやぶさかではないというか、積極的にしたいと思うので、ぜひ、それ、町長以下で本当これ真剣に考えていきましょうという投げかけである。

商工観光課長：おっしゃるとおりで、私どもも、この閉店に際して、イオン北海道さんといろいろ情報をやり取りさせていただいたところ、あそこの店舗を利用されている方というのは、これはレジを通った方なので一概に清水町民とは言えないけれども、おおよそ1日に、普通の日には600人いるらしい。日曜日とか火曜日と言われている特売日には、1日1,000人のお客さんがあそこを利用しているというお話を伺っている。年間で言うと、27万3,000人程度があそこの店舗を利用していたというお話を伺っている。当然、国道から、例えば東側の東団地のほうの住民だったりあるいは農村部の住民は、駐車場が広いということもあって、あそこの店舗を活用したというお話を伺っているところである。日本甜菜製糖株式会社とも、この間、何度か打合せをしていて、日本甜菜製糖としても、当たり前なのだが、もともとスーパーであった物件であるので、次のスーパーの誘致ということを非公式な中で進めているらしい。ただ、なかなか難しく、現実的に次のスーパーが決まっているかということ、決まっていないというような状態である。このたび正式に7月30日の日に私どもに申出があったので、日本甜菜製糖と清水町役場もお互いに情報交換をしながら、ほかの、できればスーパーだったり小売りという業種が誘致されるような情報交換だったり、お互いの人脈を活用した誘致活動だったりというのをやっていったらいいと思っている。あとは、買物難民対策はまさに鈴木議員のおっしゃるとおりで、現在、コミュニティバスというものをを用いて買物難民対策はしているものの、もし店舗というものが清水町に1店舗しか、いわゆる清水町内に今フクハラさんしかなくなったとすると、相当困る住民も出てくると思うので、今後はあそこの店舗に誘致するという事に合わせて、例えば移動販売のことだったり、そういったことというのをも考えていかなければいけない

時代に来ているのではないのかなと思っている。いずれにせよ、今まで、移住の政策を進めたりする売りでもあったのである。清水町にスーパーが3軒あるということは売りでもあったわけで、それが今年度に入ってから1軒になってしまったというのは、これは住民が恩恵を受けるサービスとしてはかなり低下しているということは私どもも自覚しているので、引き続き、関係機関等と協議を進めながら、こういった形がいいかというのを考えていきたいと思っている。

鈴木議員：例えば、スーパーを誘致するのに、すごく何とか家賃補助しますなんて言ったら、例えばそれは既存店に対してのいろいろあるので問題があるけども、新規で開店した場合、何年間か、例えば固定資産税をどうのこうの——固定資産税分というのか、家賃相当分というのか——とか、それは、限定してやること、新規の場合のできるメニューを今からでも準備しておく必要があるかなというのと、そういう部分については反対することはないと思うし、それを武器に、裏でも表でも結構のだけど、やはりそういう、日甜さんとも兼ね合いの中でやってかないと、これがあと1年、2年後、3年後になったら、もう多分、取り壊すか、何か別のものに使うかぐらいにしかならないと思う。だから、終わった後の本当にこの1年ぐらいが勝負なのかななんて。実際、ここを過ぎちゃうと、もうどうにもならなくなると思うので。これはもう、超法規的なことをやってほしいは言っていないけど、何かいろいろな段取りを吹っ飛ばしてでも、ちょっと本当に皆で協力しながらやらなければならないのかなというふうに思うので、ぜひ、回答は要らないけど、内部で検討しながらもやってほしいなと思う。

商工観光課長：貴重な御意見として賜る。

桜井議長：ほかに御意見ないか。8番、中島里司議員。

中島議員：私も、これ、突然聞いてびっくりしているというのが私の個人的な考え方である。今まであたかも接触していたような課長からの説明、そういうふうに取りれるところもあるが、実際に接触してたというふうには思えない。7月30日に来て分かったというのが現実だと思う。企業だから、そう簡単に店閉めるのを先に言うことは普通はないのだから。だから、そういう部分で、今まで接触していたという部分は、ちょっと疑っているけども。要するに、これ、今、鈴木委員も言ったけども、今後、もう決まったものはどうにもならないので、かっこいいやり取りではなくて、泥臭さをもって、何とか日甜さんに慎重な審議をして、町がただ何とかしてくださいではなくて、今、鈴木議員が言ったように、町として、こういう場合にはこういう方法で協力していきたいと。そういうものが、ある程度、日甜さんとの協議の中でそういうものを最初から持ってやらなければ、ただ何とかしてくださいではちょっと厳しいのではないかなと、そういう思いがするので、その辺の考え方。というのは、常々思っているが、新しく来るものに対してはすごく一生懸命やるのである、どこの町村でも。既存の人に対しての情報共有というのは、あんまりないように思っている。昔はそういう話は聞かないで、既存の人たちのところにすごく通ったという執行者がいた。年に何回か本社訪問をしたという話は聞いている。最近、そういう話はあんまり聞いてないから。それはそれでいいけども、だけど、結局はこうなったときに町が何できるだろうと、既存の事業者に対してあるいはこれからという部分で。日甜さんというのは既存の企業だから、そこがやっている会社だから、それに対してどう——日甜でなくて、今、空いたところに対して何かできるだろうと。この辺についても真剣に執行部で考えてほしいと思うが、その辺について、具体的にああする、こうするではなくて、検討する考えはあるか、それをお聞きしたいと思う。

商工観光課長：申し訳ない、休憩を取っていただいてよろしいか。

桜井議長：休憩する。

【休憩 11：14】

【再開 11：21】

桜井議長：休憩を閉じて、再開をしたいと思う。改めて、中島里司議員。

中島議員：今、お話をお聞きした中でも、企業とあれするときにはやはり町として、前提ではなくて、ここまでやれるというものをしっかり持った上で取り組んでいただきたいし、特に家主なる日甜さんに対しては、それらを含めて、漠然とした効果はこうこうこうではなくて、お金が絡むわけだから。だから、町がどこまで応援できるかというような具体的なものを持った上で町長自らが奔走していただきたいというふうに思うが、その辺について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思う。

阿部町長：日にちはあれとして、先日、日本甜菜製糖の担当者が、部長と課長が来たときに、私ももちろん同席をして、ちょうど私からも連絡を取るよにということでも担当課にいろいろやっていたときに、向こうからも来たときに、連絡を取りたくていて、ちょうどいいタイミングで来させていただきましたということで、先ほどの言った日程の中でお会いをした経過がある。そのときにもいろいろお話ししたのだけれども、今ここで、先ほど休憩中に話題になっていたような内容については一文も、そういうある程度の町長としていろいろな今後について考えを持った中で具体的な交渉をしていかなければ駄目だなと、そんな思いを持ったところであるので、今後こういう報告も議員の皆様にも、終わっているいろいろ、今、交渉したらというような意見も頂いたので、それらに基づきながら、今後の対応について、あまり期間が長過ぎてもうあれしてしまうので、できるだけ早く解決できるように、いろいろな方法があると思うんだけど、そんな中で最善を尽くしてまいりたいと、そんなふうに思っている。

桜井議長：ほかに、いちまるについて、何か御意見ないか。よろしいか。

(なしの声あり)

桜井議長：それでは、プラザいちまる清水店の閉店については、これで質疑を終わる。  
暫時休憩する。

【休憩 11：24 (商工観光課退室)】

【再開 11：25 (町民生活課入室)】

#### ・空き家の外壁材の脱落に対する対応について

桜井議長：休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、空き家の外壁材の脱落に対する対応について、町民生活課より説明をいただいで、質疑を受けたいと思う。よろしく願います。

町民生活課長(斉木良博)：お手元にお配りしている資料に基づいて説明をさせていただく。空き家の外壁材の脱落に対する対応について説明をさせていただく。先日、8月15日、町内の本通3丁目14番地の空き家、旧及川商店のことである。その外壁の一部が脱落しているということで連絡を頂いて、建設課、私たち町民生活課、税務課で現状の確認を行った。その建物については、昭和37年に金融機関、北洋銀行の店舗として建設されて使っていたものであるが、昭和58年5月に売買で移転されて、その後、商店として数年間営業されていたようである。何年間か営業し

たが、商店主の高齢化から廃業となって、ここ何年、長期間にわたって空き家状態というふうになっていた建物である。8月15日の、時間については分からないけれども、建物正面の軒天の部分が、これは測ってはいないので目測なのだけれども、幅60センチぐらい、長さは約2メートルほどの外壁材が歩道に脱落したという状況であった。なので、歩道と車道の路肩の部分についてバリケードを設置して、通行される方の安全を確保するというような対応をしている。それと併せて、建物のある町内会、それから近隣の町内会長に、それぞれ脱落の状況とか通行の際に注意されるような説明を行ってきている。建物のそれぞれの両隣の家については、当日、訪問させていただいたが、それぞれ2軒とも不在であったので、翌日、電話で連絡をさせていただいたところである。この建物は、昭和58年に売買によって個人の取得ということになっているのだけれども、6名の共有名義で取得されていた。平成11年には、その商店を行っていた事業主が亡くなられたということで、所有権が定まらないという状態のまま数年が経過し、固定資産税の徴収にも支障を来していたということで、令和元年に代位による相続登記を行って、建物及び敷地の所有者を確定してきている。建物の外壁材の脱落に対する対応についてであるけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法があって、それに準拠した形で、今、進めているところである。過日、外壁材が脱落したという内容、それから改善を求める旨の文書を発送している。発送については、建物の共有名義の所有者、土地の共有名義の所有者全員に送らせていただいている。文書の中には、立入調査についても行う可能性があるという内容を併せて通知を行っている。今後の対応については、立入調査を実施して、その結果によって特定空家という部分の判定を行い、その後の必要に応じた助言とか指導とか、法律に則ったような対応を行うことを想定している。以上、空き家の外壁材の脱落に対する対応についての報告である。

桜井議長：今、町民生活課からの説明に基づいて、何かこの件に関して御意見ないか。9番、中島里司議員。

中島議員：私も、現場、ちょっと見てみたけども、最初、ちらっと聞いたときにはコンクリートだと思っていたので、外壁が落ちるなんていうのはちょっとどうしたのかなと思っていたんだけど、軒天だよ、落ちたのは。それで、私は今の状況、解決というのは、課長、どの程度——まあ、相続の関係でいろいろあるけども。そういういろいろなやり取り、打合せしてく中で、解決の道というのは、方向性、何か見えてるのかどうか、まずそれをお聞きしたいと思う。

町民生活課長：今、説明させていただいたとおり、まず通知をさせていただいた。外壁材が落ちたということと、歩道の一部について散乱をしているので、町としてはバリケードをして、仮歩道も確保をして、一定程度、通行には支障ない形にはしているのだけれども、外壁の脱落の危険性があるので、その部分についてはバリケードで通行できないような形にしているので、改善を求める内容の通知をさせていただいたところだけど、特にこちらのほうにリアクションは、今、ない状態である。なので、今後については、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で、まずは指導とか助言ということで、こういったようなことをしてくださいというような指導を行っていき、その後、流れとしては勧告とか命令というようなことが書いてあって、最終的には強制代執行という言葉で法令の中では書いてあるので、法令に準拠しながら段階を踏んで、なおかつ丁寧に説明をしながら、理解を求める対応をしながら、解決に向けて取り組んでいこうと思っている。

中島議員：法に基づいた手続のお話、今、課長から聞いたけど、これは1か月や2か月で解決する問題ではない。私、今、今回質疑の中でしたいと思ったのは、あそこの

歩道を通れなくなったから歩道を確保していますと言うけど、今、雪ないからいいのである。冬はどうする。ということは、今、相続した方たちと書類や何か送っているのであれば、何か方法、ネット張って、要するに歩道側に来ないように対策を、期間、多分1か月、2か月で解決しないだろうから。先ほど言った、外壁全部落ちてきているのなら別だけど、軒天というのは、今の状況だったらそんなに量的に多いとは思えない。だけど、多いとは思えないけど、落ちてぶつかったらけがをするし、非常に危険だと、それは分かる。だから、それが歩道側に来ないように対策をして、冬に向けていく必要あるのでないかなと思うのだが、その辺まで考えておられるかどうか。

町民生活課長：歩道の対応、安全確保の対応については、建設課のほうでバリケードを設置したりという対応をしている。建設課で、今、中島議員がおっしゃられたような、仮に外壁材が落ちても、ある程度安全な対策みたいなことで、中島議員おっしゃったようなネットを張るとか、そんなようなことも含めて検討しているということか、併せて私たちと一緒に検討しているところである。これから冬が来ると、歩道に積雪があって、どういう形で通行する部分を確保するかというのはやはり懸念材料だったので、建設課のほうで何かいい方法はないかということを含めて、今、検討しているという状況である。

中島議員：私、相続や何かの関係で、所有、はっきり分かんないのではないかとあって、あるいは誰に打合せしていいのか分らないのではないかなという心配してたんだけど、先ほどから聞いたら、話し合いは難しいとは思うのだけでも、時間かかるとは思うのだけでも、そういう方がいれば、少なくとも町民の安全を確保するという意味からいったら、やはりその辺も了解をいろいろなやり取りしている中で早目にやって、あと法的な部分については、それをやってから、要するに歩道の安全を確保してからやってくということか、了解を得る方法は、所有者というか、関係者というか、了解を得て、現場のほうでそういう対応してくれればいいことだから、その辺についてもいま一度、方法はないかどうか。

町民生活課長：今、確定しているというか、それぞれ共有名義になっている所有者に向けて、法律に準拠した形の事務の執り進めをするとともに、先ほどおっしゃった町民の安全確保のための方策についても併せて進めていきたいというふうに思っている。

桜井議長：ほかに。2番、川上均議員。

川上議員：直接は関わらない話なのだけでも、もう1つ、私が心配なのは、やはり札幌屋の跡である。例えば、看板が歩道側に上のほうで出ているのだけど、そういう脱落の危険性も今後やはり出てくるのかなという部分では、大型のそういう建物の安全性についてもちょっとチェックしていただきたいと思うが、いかがか。

町民生活課長：町内のそういったような危険のおそれのある建物について、一定程度、引継ぎ等で得ている情報もあるし、今後についても、現状を確認しながら対応していきたいというふうに思っている。

桜井議長：ほかに、何か質疑はあるか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：第1通報者の鈴木である。私がこれ、通報させていただいたというか、私は知り合いから、若い女性の方から電話が来て、誰に電話していいか分からないからということで電話が来たのだけど。私、その後、見に行ったら、軒天だけではない。側面というか、一番上の壁が落ちてきそうな感じで、正直言ったら、今の、この前、何回かちょっと見ているのだけど、あれから落ちたら本当に道路、今カバーしているけど、それも飛び越していくのではないかなというようなやはり心配もある。となると、人に当たったり、車に当たるのも心配なのだけど、プラザ

いちまると一緒にあれだけど、清水のメイン通りがそんなところでまた何か月も…。だけど、役場としてやれることもこれまでなのであるというのはよく分かっているのだが、大変だと思うけど、それぞれ持ち主としっかり話ながら、よりできる部分、これ多分、この後まだまだ出てくるのである。今、川上議員が言ったように札幌屋さんもそうだし、まだあそこの通りで古いところで、外壁がいつ落ちてもいいところなんて実は何か所もあるので。ちょっとその辺、改めて、応急措置をするための何か仕組みをつくったほうがいいのではないかなと、併せて、ぜひ、ちょっと検討願う。表通りだけではなくて、本当に人に当たったら大変なことになるので。ちょっともう、法律以上のものというか、こちらがやってあげられるような、逆にそういうのをつくっても、多少、先ほどのネットをかけるとかというのはそんなに大がかりなことではないので、ちょっと併せて検討していくしかないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

町民生活課長：今まで、歩道についてのネットなり何なり、もしも脱落した場合に歩道まであまり行かないような形の対応という部分は検討をしてきた経過はあるのだけど、建物自体をいじるというか、対応する、何らかの措置をするという部分については、今のところは考えていなかったのだけれども、いろいろな法律などをちょっと調べながら、できるのか、できないか、検討したいというふうに思う。本通はメインストリートであるし、通行される方もいるので、また車も通行しているから、一定程度、外壁材が落ちたときに車道まで行かないかという、そういう危険性もあるので、安全策についてはちょっと検討しながら、できる部分を進めたいなというふうに思っている。

桜井議長：よろしいか。ほかに何か質疑ないか。よろしいか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、空き家の外壁材の脱落に対する対応について、町民生活課の事案については終わりたいと思う。

暫時休憩する。

【休憩 11：39（町民生活課退室）】

【再開 11：40（企画課入室）】

#### ・人口ビジョン・総合戦略事業評価について

桜井議長：休憩前に引き続き会議を開く。

続いて、人口ビジョン・総合戦略事業評価について、企画課のほうから説明を頂く。

企画課長（鈴木 聡）：私のほうから、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和2年度実施事業評価及び第1期清水町人口ビジョン・総合戦略の総括について御説明申し上げたいと思う。第1期清水町人口ビジョン・総合戦略については、平成27年度に、町民、議会、行政が共に関わりながら、また外部有識者の意見も取り入れながら策定されたものである。清水町の人口減少問題対策の中心としてきた計画でもある。今回、計画期間終了によって、各施策で取り組むべき内容について、重要業績評価指標に基づき、施策効果や目標達成の状況などの検証と総括を行い、内部推進体制として設置している清水町人口減少対策本部会議において取りまとめ、その後、客観的な視点を検証していただくため、7月14日に総合計画審議会を開催し、御意見などを頂いたところである。本日は、配付した資料に基づいて、



前半は令和2年度における清水町の人口移動の状況、その後、第1期人口ビジョン・総合戦略の令和2年度の事業評価と総括について、担当より御説明させていただく。できるだけ簡潔に説明したいと考えているけども、若干、ちょっと長くなることを御了承頂ければと思う。よろしく願います。

企画課長補佐兼企画統計係長（川口二郎）：私のほうからは、お配りした資料に基づいて、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和2年度実施事業評価及び第1期の総括について御説明をさせていただきます。

まず、令和2年度の人口動態について御説明をさせていただきます。資料の1を御覧ください。令和2年度における清水町人口移動集計表であるが、令和2年度における転入者は366人、転出者が342人で、社会増減はプラスの24人であった。また、出生数が36人に対して死亡者数が121人で、自然増減はマイナス85人となり、全体では61人のマイナスというふうになっている。下段の表を見ていただくと分かるように、令和元年度は全体でマイナス116人であったため、比較をすると、55人の増加改善というふうになっている。詳細を見ると、令和元年度の転入者が397人、転出者が424人で、社会増減でいうとマイナス27人、出生数が52人、死亡者数が141人で、自然増減はマイナス89人だったので、令和2年度と比較をすると、社会増減が51人増加改善となり、自然増減は4人の増加改善となっている。ただ、自然増減については、出生数が昨年度の52人に対して36人となり、16人の減少、死亡者数については141人に対して121人となり、20人の減少となっている。出生数、死亡者数ともに減少したため、自然増減数はほぼ横ばいというふうになっている。転入、転出を地域ごとに分析をすると、転入者は十勝管外の道内、道外からの方が多く、転出者については、十勝管内へ転出している方が多くなっている。続いて、資料1の①を御覧ください。十勝管内からの転入者と十勝管内への転出者を単身者、家族世帯、外国人別に記載をしている。上段の表、十勝管内からの転入者114名を見ると、家族世帯が9世帯22人、単身者が86人、外国人が6人となっている。また、中段の表、十勝管内への転出者144名を見ると、家族世帯が19世帯42人、単身者が98人、外国人が4人となっている。家族世帯の転入元としては、上段の表を御覧いただくと、帯広市が4世帯10人、芽室町が2世帯5人、新得町が1世帯2人、鹿追町が1世帯2人、本別町が1世帯3人となっている。家族世帯の転出先としては、中段の表を御覧いただくと、帯広市が8世帯19人、芽室町が5世帯11人、音更町が1世帯2人、これは外国人も含んでいる。新得町が2世帯4人、鹿追町が1世帯2人、士幌町が1世帯3人、大樹町が1世帯2人となっている。下段の表、比較を御覧いただくと、帯広市、芽室町が大きく転出超過になっていることが分かるかと思う。続いて、資料1の②を御覧ください。十勝以外の道内からの転入者と、十勝以外の道内への転出者を記載している。十勝以外の道内からの転入者128人に対して、十勝以外の道内への転出者が118人で、全体では10人プラスであるが、札幌市からの転入者が18人に対して、転出者が54人となっている。非常に大きな転出超過となっていることが分かるかと思う。続いて、資料1の③を御覧ください。道外からの転入者と道外への転出者を記載している。道外からの転入者111人を見ると、東京都、愛知県、神奈川県、千葉県、静岡県からの転入者が多いということが分かる。ただ、表の下段に外国人の内数を記載しているが、外国人就労者の多い愛知県名古屋市あるいは静岡県浜松市などから転入されている方が多いということが分かる。また、道外への転出者68名を見ると、東京都、神奈川県、千葉県への転出者が多いということが分かる。ただ、全体では43人の転入超過となっていて、大学の入学や卒業、就職による移動が多いと思われ、転入、転出ともに20代の単身者の移動が多いということが分かるか

と思う。続いて、資料の1の④を御覧ください。こちらは、国外からの転入者と国外への転出者を記載している。中国、ベトナム、タイ、フィリピンから転入されている方がいらっしゃる。令和元年度の国外からの転入者が31人であったのと比較をすると減少しているが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で外国との往来に制限があったためだと思われる。転入された外国人は、北熊牛1とか鉄南町内、上清水や東清水などの農村部に転入をされていて、ノベルズさんとかプリマハムさん、大規模農家へ転入している外国人労働者が多いと考えられる。年齢構成分析の表を御覧ください。中段になる。転入者全体の年齢構成を見ると、10歳から19歳が43人で11.75%、20歳から24歳が78人で21.31%、25歳から29歳が67人で18.31%、30歳から34歳が43人で11.75%となっており、10歳から34歳までのこの範囲だけで全体の63.11%を占めている。転出者全体の年齢構成を見ると、10歳から19歳が28人で8.19%、20歳から24歳が78人で22.81%、25歳から29歳が68人で19.88%、30歳から34歳から32人で9.3%となっていて、10歳から34歳までの範囲だけで全体の60.23%を占めている。続いて、資料の1の⑤、縦長の表になるが、1の⑤を御覧ください。清水地区、御影地区における人口の推移を10年ごとの増減率で示したものである。総人口の表の総数の欄を御覧いただくと、30年で22.74%人口が減少しているということが分かる。10年前までは7%程度の減少で推移していたが、近年の10年間では9.58%の減少率となっており、減少傾向が若干加速していると言える。清水地区を見ていただくと9%程度の減少率で推移をしているが、御影地区を見ていただくと、近年の10年で11.44%の減少率となっている。急激に減少傾向が進んでいるというところに注目をしなければならぬというふうに思う。以上のことから、自然増減における死亡者数を将来的に減少させるということは難しいので、出生数を増加させるためにできることとして、結婚・少子化対策と子育て支援施策、子育て世代の住宅施策や雇用施策を一体的に進めていかなければならないというふうに考えられる。また、社会増減に関しては、通勤圏内である帯広市や近隣町村との人口の奪い合いをするわけではないが、雇用対策や住宅施策により定住促進を図る可能性はあるというふうに考えられる。

続いて、資料の2を説明させていただく。資料の2、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和2年度実施事業評価について御説明をさせていただく。人口ビジョン・総合戦略には、取り組む4つの基本目標がある。1つとして、「まちの産業を確立し、安心して働けるようにする」、2つ目として、「まちにひとの流れをつくる」、3つ目に、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4つ目に、「安心して生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進する」である。基本目標ごとに数値目標を定め、施策ごとにKPIと言われる重要業績評価指標を設定し、結果を検証するのが毎年度実施する実施事業評価である。このたび、配付している資料2には、32ページ、44の施策がある。KPI（重要業績評価指標）から令和2年度の実施内容を評価し、評価した根拠や今後の展開、改善点などを記載している。ここでは、4つの基本目標ごとに、主な項目について御報告させていただく。まず、2ページを御覧ください。1つ目の基本目標になる。「まちの産業を確立し、安心して働けるようにする」である。この中に4つの基本的方向を定めているが、まず1つ目、「基幹産業である農畜産業と関連産業の成長による安定した雇用を創出するとともに、高付加価値型商品・サービスを開発する」であるが、この中で、農業振興対策事業、こちらでは生乳生産量については順調に生産増を続けており、デントコーン作付助成面積、堆肥ペレットの販売数についても評価指標を達成しているが、ニンニクの作付面積、販売量が達成されてい

ないため、B評価というふうにさせていただいている。3ページの企業立地促進事業では、新設・増設件数、新規雇用数ともに評価指標に達していないため、B評価というふうにしている。続いて、6ページになる。6ページ、基本的方向の2つ目になる。「若者や女性、意欲のある者が起業しやすい環境づくりを進める」というところであるが、こちらの担い手対策事業では、農業実習生の受入れ体制づくりの構築が進んでいなく、農業実習生の受入れ、紹介数、農業塾の新規入塾者数、開催講座数、女性との交流会の参加人数において、評価指標に達していないため、B評価というふうにしている。続いて、7ページになる。基本的方向の3つ目、「町民や事業者の需要を取り込み、町内の経済循環性を高める仕組みを作る」であるが、こちらの農業施設整備奨励事業及び住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励事業、こちらでは、評価指標としていた経済効果を大幅に上回っているということで、A評価というふうにしている。続いて、8ページになる。基本的方向の4つ目になる。「正規雇用につながる取組みを進める」、こちらでは業務資格取得支援事業、こちらでは従業員が業務に必要な資格取得費の一部を支援しているが、7件8人の実績であり、評価指標に達していないということでB評価としている。続いて、9ページ、2つ目の基本目標になる「まちに人の流れをつくる」である。この中に、3つの基本的方向を定めているが、まず1つ目、「地域資源を発掘・活用し、町民全体で情報共有して町内外に発信することで、市街地に人の流れをつくり、交流人口の拡大を図る」である。こちらの観光情報発信拠点強化事業、こちらでは、コロナ禍という特別な事情ではあるものの、観光客が激減しており、町内観光客入り込み数が10%減となり、評価指標に達していないため、B評価としている。続いて、11ページ、基本的方向の2つ目になる。「PR活動や交流人口の拡大の取組みと連携しつつ、受入体制を整備し、大都市圏などがU I Jターンを増加させる」である。こちらの移住交流促進事業では、移住相談件数、移住体験住宅利用件数、利用日数において評価指標に達していないため、B評価としている。続いて、13ページ、基本的方向の3つ目になる。「起業家や有資格者の若い世代を引き込むような仕掛けづくりを進める」ということで、この中の清水町奨学金貸付事業である。資料の右側になるが、判定の根拠及び今後の展開、改善点の中の後段、最後のほう、十勝管内高校等の後に、見え消しでちょっと「に生徒」というのが書かれてあるが、申し訳ない、こちらは削除していただきたいと思う。こちらでは、制度の改善・周知により貸付件数が45件となって、評価指標を達しているということでA評価としている。また、14ページの企業版ふるさと納税では、実施に係る体制は整備したものの、企業からの寄附にはまだ至っていないということで、B評価としている。続いて、15ページ、3つ目の基本目標、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」である。こちらでは、この中に3つの基本的方向を定めているが、1つ目、「若い世代の経済的安定と様々な支援を図り、結婚の希望をかなえる」であるが、こちらの結婚支援事業では、コロナ禍により対面イベントが行えなかったものの、オンラインによるイベントを開催し、継続した支援を行っており、カップル成立は53件となり、評価指標を達しているということでA評価としている。また、16ページ、清水町結婚新生活支援事業では、3世帯の実績があったが、制度の浸透とともに支給要件の緩和を図っているというところから今後は更に支援を進めていくが、評価指標には達していないためにB評価としている。同じく16ページ、基本的方向の2つ目、「専門的な支援や社会・経済・職場環境の整備により、出産や育児にかかる負担や不安の軽減を図り出産の希望をかなえる」というところであるが、こちらの18ページ、まちの子宝ありがとう事業では、現金及びハーモニーギフト券による

お祝い金の支給を行っているが、6年間の出生数が295人となり、評価指標に達していないということでB評価としている。また、20ページ、子育て定住促進住宅取得奨励事業、こちらでは子育て世帯の定住対策として実施しているが、令和2年度は新築住宅戸数、こちらは、申し訳ない21ページの上の段になるが、令和2年度18戸と書かれているが、こちら、19戸に訂正をお願いしたいと思う。19戸、同じく、そして38%減というのを34%減に訂正を、申し訳ないが願います。19戸34%減であったため、B評価としている。続いて、21ページの基本的方向の3つ目になる。「地域資源を生かした特色のある教育や子育て環境を整備し、子育て世帯から選ばれるまちを目指し、若い世代の定住・移住を図る」ということで、地域の特色を生かした教育推進事業では、清水小学校において、2年生及び6年生で少人数学級を編成し学びの充実を図っており、幼保小の連携については、コロナ禍で規模は縮小せざるを得なかったが、交流事業を継続しており、A評価としている。続いて、ちょっと飛んで、25ページ、4つ目の基本目標、「安心で生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進する」である。この中には3つの基本的方向を定めているが、この1つ目になる。「健康で活動的な町民を増やし、コミュニケーションを高め、町民同士の連携と支援によるまちづくりの活動を活発にする」である。こちらの27ページにある町民提案型協働モデル事業、こちらではコロナ禍により断念をした事業があったものの、2件の事業が実施され、累計15件の実施となって評価指標を達成しているため、A評価としている。続いて、29ページ、基本的方向の2つ目、「将来、町民が安心して暮らせるよう、医療・福祉などの生活機能を確保する」であるが、交通弱者対策事業では、コミュニティバスの路線の見直しとともに買い物銀行バスの充実を図り、利用者の満足度を上げるべく改善を図っているところであるが、コミュニティバスの評価指標においては達成していないため、B評価としているところである。30ページ、基本的方向の3つ目になる。「既存の施設などの資産を有効活用し、将来を見据えた安心・安全な公共サービスを提供する」というところで、31ページ、農村部におけるブロードバンド環境整備事業であるが、こちらでは、町内全域において、令和3年度中に光ファイバーの敷設が行われることによって地域間格差が解消されることとなるため、A評価としている。最後になる。31ページ、基本的方向の4つ目、「広域連携を進め、効率的で有効な公共サービスを提供する」であるが、十勝定住自立圏の推進では、広域観光の推進のみならず、移動手段における広域連携を進めていて、十勝全体で連携が深まる取り組みを展開している。A評価としている。

以上が令和2年度における実施事業評価であるが、資料3については、第1期総合戦略の総括として、平成27年度から令和2年度までのそれぞれの実績及びKPIと評価についてまとめたものである。また、資料4については、令和3年7月14日に開催をした清水町総合計画審議会において諮問をした際の会議録である。この会議録をもって、清水町総合計画審議会からの答申を頂いたということである。以上、人口ビジョン・総合戦略における令和2年度実施事業評価及び第1期の総括についての説明とさせていただきます。

桜井議長：ここで、休憩入る前に、質疑をお伺いしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、ここで休憩する。再開は午後1時15分とする。

【休憩 12：06（企画課退室）】

【再開 13：14（保健福祉課入室）】

・「医療法人啓仁会 啓仁会病院」の閉院について

桜井議長：休憩前に引き続き、全員協議会を続ける。

次に、医療法人啓仁会 啓仁会病院の閉院について、保健福祉課より説明を頂き、説明に対する質疑を受けたいというふうに思う。それでは、保健福祉課長、お願いします。

保健福祉課長（佐藤秀美）：医療法人啓仁会 啓仁会病院の閉院について説明をさせていただく。説明資料の5ページを御覧いただきたいと思う。これまでの対応について、資料に基づいて説明させていただく。6月29日、火曜日であるけれども、御影の医療法人啓仁会 啓仁会病院が閉院するとの情報を得て、啓仁会病院の事務担当に状況を電話で確認した。確認の内容については、次のとおりである。6月21日の週に、弁護士を通じて入院患者及びその家族に、また外来患者に関しては、今週に入り、医療法人啓仁会が医療法人社団あすなろ会と合併することになり、8月末をもって啓仁会病院を閉院する旨のお知らせを渡しており、勤務する職員にも、閉院する旨の説明が朴澤英憲理事長から直接話があったということである。今後は、医療法人社団あすなろ会が運営する帯広記念病院への転院を中心に閉院の準備を進めていくとともに、職員の再就職先についても、同様に帯広記念病院を中心として、今後、閉院の準備を進めていくとのことであった。なお、啓仁会病院の情報として、6月21日現在で入院していて、清水町に住所を有している方は25名中11名、勤務をしている方で、清水町に住所を有している方は37名中12名いることを確認した。この37名については、後ほど分かったのだけれども、委託会社の従業員についても含まれている人数である。その後、7月2日の金曜日、6月29日の確認を受けて、阿部町長と私が啓仁会病院を訪問して朴澤理事長と面談し、閉院の意思及び経緯を確認してきた。面談の内容については、次のとおりである。建物の老朽化や理事長自身の年齢的なこともあり、突然の休診などで迷惑をかけることが十分考えられることから、8月末で啓仁会病院を閉院することとしたということである。入院患者については、札幌琴似に本部がある医療法人社団あすなろ会が運営する帯広記念病院に入院可能で、職員も全員、条件を変えずに雇用してもらえとのことであった。なお、この時点で、入院患者のうちで清水町に住所を有している方の部分であるけれども、2名が前田クリニックに転院予定、それから清水町に住所を有している職員についても、御影在住の看護師1名、それからその他で看護助手2名がおり、そのうち2名は当法人を退職予定、1名がこの時点では不明という状況であった。それ以外の9名については、調理や清掃の委託業者に所属しているため、今後のことについては特に心配はないであろうということで話をしていた。建物についてだけれども、合併に伴い、病院部分はあすなろ会の所有となることで、耐用年数のこともあるため、使わなければ壊す予定であるということで説明を受けてまいった。

次、6ページに移る。その後、8月17日の火曜日、電話にて、現在の入院患者及び職員の動向を再度確認させていただいた。確認内容については、次のとおりである。まず、8月31日で閉院することは確定したということである。それから、入院患者25名のうち、18名は帯広記念病院に転院すると。転院時期については8月24日、ですあるので本日、全員の転院が完了する予定ということで説明を受けている。それから、また入院患者のうち、清水町民11名については、前田クリニックへ3名、それから音更町の病院へ1名、苫小牧市のグループホームへ1名、それから帯広記念病院へ6名転院もしくは入所となっている。それから、職員については、帯広記念病院へ再就職が決まっているのは、これは全体であるけれど

も、今のところ2名のみということである。それから、また町民の看護師1名は別の医療機関での就職が決定していると。それから、看護助手2名は、就職先となる医療機関等を探している状況である。委託先従事者9名については、ほぼ他の事業所等への仕事先が決まっているということで話を伺っている。以上である。

桜井議長：只今の保健福祉課からの説明に基づいて、この件について、何か質疑があればお受けしたいと思うが、ないか。8番、口田邦男議員。

口田議員：昔から御影には2つの病院があって、長年お世話になったわけであるけども、今回、啓仁会病院がなくなるということで誠に残念ではある。その中で、町民に対する影響はどの程度かなということなのだけでも、今、入院患者の数字は分かっていたけども、あそこへ通院された患者というのは、今現在、どの程度いたのかなと思うので、ちょっと把握できないのだけでも。私の知る限りはあまりいなかったかなというふうに思っているのだけでも。もし分かれば、ひとつお願いします。

保健福祉課長：今、外来の患者の部分であるけれども、大変申し訳ない、人数までは把握していない。ただ、もう以前から、外来の患者というのはそんなに多くないということでは伺っている。

口田議員：私もそういうふうに理解しているけども、あその病院がなくなることによって、外来に今後影響するかどうか、その対応が必要であるかないか、その辺の見通しというのはどういうふうに考えておられるか。

保健福祉課長：病院側から伺った話だけでも、外来患者の部分についても、引き継ぐ病院等について紹介をしているというような状況で話を伺っている。そんなに大きな影響はないであろうというふうに考えている。

桜井議長：よろしいか。ほかに、この件について何か。9番、中島里司議員。

中島議員：閉院ということは、もうここまで来たら、これ、確定だというふうに理解している。壊すということで書いてあるけども、広い面積がなくなって解体されたときに、空き地になるわけだけど、町が全て何でもかんでもやるわけにいかないのだけでも、やはり町としては、閉院して、壊して、あとは好きに売買してくださいということですか。町としては、やはり国道の入り口ということは、国道縁ということは、御影地区の玄関先でもあるわけである。そういうこと考えたら、今、課長の説明があったけど、まちづくりの一環として、土地利用計画というのはやはり持つ必要あるのではないかなというふうに思っている。やめるというのは、もうどうにも防ぎようないと思うし、多分、ここに至るまではほかの病院というか、お医者さん等々でも相談している部分があるかなと推測してるけども、それがかなわなくて閉院だというふうに思っているから。あの土地利用を、町としてどう捉えるか。場合によったら企業誘致なり等を、今すぐというわけにいかないけども、それらも含めて、やはり絶えず町全体を見て判断してほしいと思うが、今どうこうということにはならないと思うが、そういう考え方は持っていたかどうか。理事者のほうの考え方をお聞きしたいと思う。

阿部町長：近隣の病院に対する、あるいはそういう通院者に対する影響はないというようなお話はさせていただいたところだけれども、今、議員がおっしゃられたように、確かにあそこは御影の一等地であるので、その前にちょうどセブンイレブンできて、賑わいがあったなというようなところも私としては感じていたところだけれども、ここの部分についても、企業誘致等も含めて…。ただ、今のところ、ここの土地自体は民間の土地になるので、それから院長、理事長個人のところも少しあるような話はちょっと聞いているけれども、あすなろ会所有になるので、その辺の流れも少し注視しながら、どちらにしても、いろいろな選択肢を持ちながら、今後、まちづくりにどうやってしたらいいかということも含めて考えていきたい

なというふうに思う。

中島議員：今、町長からお答え頂いて、ぜひそれを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っている。その中であって、やはり職員等で、それを全員、庁内会議等々でやはりアンテナを張って、そういうものを誘致等々…。もちろん私有、今、個人だからできるわけではないけど、町としてのやれる範囲のこと、できないことを言ってもしょうがないので。そういう考え方で、積極的な取り組み、あと、職員に共通の理解、そういうものを持っていただくように庁舎内で頑張ってもらいたいと思うが、それは可能か。

阿部町長：はい、そのように考えている。

#### ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

桜井議長：引き続き、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、保健福祉課長より説明いただく。

保健福祉課長：それでは、引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について説明をさせていただきます。説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。8月16日現在の状況である。これまでに国から本町に対して供給されたワクチンは1万3,845回分で、更に8月25日に1,170回分のワクチン供給が確定している。接種券については、年齢区分ごとに送付を行い、既に12歳以上の対象者に郵送済みであり、希望する全世代の方から接種予約を受付している状況である。国のワクチン接種記録システム、VRSによる接種者数について、65歳以上の方を対象にした高齢者接種では、1回目の接種者数が3,230人、2回目の接種者数が3,193人で、接種券を発行した対象者3,582人に対する1回目の接種率が90.2%、2回目の接種率が89.1%である。町民全体の接種者数では、1回目の接種者数が6,728人、2回目の接種者数が6,075人で、接種券を発行した12歳以上の対象者8,633人に対する1回目の接種率が77.9%、2回目の接種率が70.4%である。本町におけるワクチン接種は、文化センターを会場にした集団接種と、町内3医療機関を会場にした個別接種の併用で行ってまいったが、一定程度まで接種が進んだことから、文化センターを会場にした集団接種は8月29日の日曜日で終了し、その後は個別接種で対応していく予定である。なお、次のページ、8ページには、VRSでの年齢区分ごとの接種者数、それから接種率の表を添付している。参考までに添付させていただいた。以上である。

桜井議長：只今、説明があったように、コロナワクチンの接種状況について説明を頂いた。この件について、何か質疑ないか。2番、川上均議員。

川上議員：接種後の、例えば有害事象というのはあったのか、なかったのかについて、教えていただきたいと思う。

保健福祉課長：接種後の副反応の部分であるけども、これまでに個別接種で1件だけ、報告が必要だということで病院が判断して報告しているものが1件、町内では発生している。

川上議員：内容については、あまり言えないものではないと思うのだけども。

保健福祉課長：状況については、1件、アナフィラキシーショックが発生したということで報告が上がっている。

暫時休憩する。

【休憩 13：31（保健福祉課退室）】

【再開 13：32（教育長・社会教育課入室）】

・町内公共施設利用者の新型コロナウイルス感染症の感染確認に伴う臨時閉館について

桜井議長：休憩前に続いて、会議を続ける。

次に、町内公共施設利用者の新型コロナウイルス感染症の感染確認に伴う臨時閉館についてを議題とする。社会教育課より説明を頂く。社会教育課課長。

社会教育課長（藤田哲也）：8月11日、12日を中心として、町内の公共施設のコロナ感染者確認に伴っての臨時休館の経過があったので、この件について、経過等、御報告を申し上げます。農業研修会館、柔道場、清水小学校プールの利用者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されたことに伴い、当該施設を臨時休館した経緯について御報告を申し上げます。8月10日午後2時頃、感染者の関係者から、8月6日の農業研修会館及び柔道場の利用者が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明したとの連絡を指定管理者より受けた。直ちに社会教育課職員——これは私である——と指定管理者において、当該利用者が医療機関を受診し感染が判明するまでの経過等をお聞きするとともに、8月6日以降の施設利用状況を確認し、農業研修会館及び柔道場について利用を休止し、施設消毒を行うため、同日午後2時30分から臨時休館としたところである。また、同日午後3時頃、社会教育課職員において、感染者の御家族から、農業研修会館及び柔道場以外の町内公共施設の利用状況をお聞きしたところ、感染者が8月6日に清水小学校プールを利用していたことを確認したことから、8月6日以降の施設利用状況の確認を進めるとともに、清水小学校プールについても利用を休止し、施設消毒を行うために臨時休館とする必要が生じたところである。なお、臨時休館の期間については、各施設における8月6日以降の利用状況や定期の休館日等を考慮し、施設消毒作業を行うため、いずれの施設においても8月12日までの期間を臨時休館とし、8月10日午後7時の防災行政無線放送や町フェイスブック及びホームページにて町民周知を行ったところである。以上である。

桜井議長：只今の社会教育課の説明に基づいて質疑を受けたいと思うが、何かないか。よろしいか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：町が中心となって取り組む上でも何回目かである。その中で、私が町内、いろいろなところから聞き取りというか、問合せを頂いて答えられたというのが、もちろん知っている範囲で答えたとし、感染が途中で大分抑制されているといううわさというか、事実も確認をさせていただいたりとかして、今回は非常にスムーズな取扱いをしたのかなとは思っている。ただ、やはり、前回の6月のときに、行政報告をしないのはおかしいだろうと言った立場からちょっと話させていただくと、こういうのはやはりすごく、経験することによって非常にスピード感とかもよくなってきたということもあるけども、今回こういうふうに全員協議会で出させていただいたので、行政報告が必要なのかどうかとかいろいろ考える部分もあるけども、こういうことが起きたらこういうふうになっていくのだからというのを町民に分かる仕組みとはなってきたけども、もし、それは要望するわけではないけど、行政報告、もしかしたらあったほうが町民に対しての親切心になるのかなというのと、これ以外に、例えば高校のスポーツ関係でも同時期には疑いが結構多かった部分も、新聞報道で見たら分かった部分もあったので、それも非常にスムーズに対応して、結果的にはなかったというような話が高校関係者からもよく聞こえていたけども。そういうの、すごく皆、敏感になっているので、ぜひ町民に対する説明、もし、よろしければ、行政報告も私はあったほうがいいのかなとは思っている。それはなくても文句は言わないので、考えていただければというふうに思う。意見で



ある。意見というか、確認である。

社会教育課長：今回のケースについては、町内の公共施設を利用された方が自ら、いわゆる私、何月何日に使っていました、コロナに感染していたのですということをお話頂けたケースである。これは、このお話をしてくれる方は、町民である場合もあるし、町外者である場合もある。なので、例えば役場という事業所であったり、保育所という形で役場が運営するいわゆる一つの事業体のような形で感染が起きたケースとは若干、私は異なるものというふうに考えている。また、本年6月20日以降、北海道のほうにおいては、個別的なコロナ感染情報の公表というのはしない形を取っていて、いわゆる統計的な公表にとどめると。毎日の十勝管内の感染者数、更に土曜日から日曜日までの1週間の市町村別感染者数を月曜日の夜に公表するという形になっているので、基本的にはコロナに関する情報の収集及びその情報の管理は十勝であれば帯広保健所が行っているの、我々がこの保健所から以外として独自に情報を得るというのは、感染者御本人からの通報という形で、非常にこういう公共施設の利用者の場合は限定されてしまうというのが実情かというふうに考えている。今回の防災無線の放送においても、無線放送後、私のほうにはいろいろな問合せのお電話等を頂いた。もっと詳しい情報がほしい、やはり早く町民の不安なり状況をもっと詳しくしてほしいのだというようなこと問合せがたくさん寄せられたけども、一方で北海道の取扱いというのは、大きく個人情報の保護だけを主に置いているわけではないけども、保護を図りつつ、地域の感染状況の中で本人の同意を得ずに公表してくという今の北海道のスタンスの中で、どういった情報の発信の仕方がいいのかという点では、非常に悩んだ形の中で、こういった無線放送に至っているという経過である。只今、鈴木議員のほうからお話のあった行政報告の案件については、この後、町長、副町長、理事者のほうと協議をしたいと。その上での判断を得たいというふうに思っているけども、若干、今までの役場や保育所との事例とは情勢が異なるという上での判断を理事者のほうに仰ぎたいということで執り進めたいというふうに考えている。以上である。

鈴木議員：分かった。了解をしたし、ただ状況としては、町民の、議員としていろいろな人から聞く立場として、新聞報道から、また北海道の感染状況から見て、前ほどすごく敏感になっているかといったら、実はそうでもなくなってきたのはやはりあると思う。慣れてきたといったら変だけど。ただ、その慣れに慣れ過ぎない程度に。今回よく言われたいろいろな福祉施設から等々の問合せ等も、しっかりと情報伝達というか、情報交換はできていたようなふうには聞いているので、非常に評価したいなというふうには思う。とはいいいながら、先ほど、コロナウイルスのワクチンの接種ももう7割以上になってきているので、集団免疫、現実的には清水町内だけだったらもう達成できるのかなとは思うのだけど、ただ、まだまだ10代とか10代以下の、本当、子どもたちが今度うつる可能性がすごく高くなっているの、それらを含めていくとまだまだ油断はできないのかなと思うから、それらを加味しながら、どういうふうに今後やってくかというのは、ぜひ、ひとつ検証、検討してほしいなと思う。

社会教育課長：個別の情報というのは確かに限定されるのだけど、新聞報道や、個別の事業所が公表している会社というのものもある。そういった方々、町なかのいわゆるいろいろな、私ども行政よりももっと早く、より伝わるということも現実には起きているかと思う。こういった情勢が、町民全体にいわゆる警戒としてのシグナルを発しななければならないのだというような状態だというふうにまず判断するためには、その時点でこちらから帯広保健所のほうに例えば情勢をお伺いをして、

そこからもし得られる情報があればそういった情報も加味して、町からのいわゆるシグナル発信というものも場合によっては必要になってくるケースがあるのではないかなと思っているので、社会教育課のこういった公共施設だけでなく、町全般の中で、そういった形はコロナの本部会議の中でも度々議論になってるところであるので、これは清水町民の皆さんに、今、止まってくださいと、動きを止めてくださいというようなことをいち早く出さざるを得ないという形が、保健所等との情報管理をしている機関のほうから連携して発信するのであれば、場合によっては感染拡大のおそれがあるからとかというようなことも踏まえて、町民への周知というものは今後考えていくのかなと。ただ、どうしても公表される事実に基づいてこういった対応をしないとならないという側面とのいわゆるジレンマみたいなものを抱えるのかもしれないけども、ケースによっては躊躇なくシグナルを発しなければいけない場合も出てくるのかなというところで考えているところである。

桜井議長：ほかに質疑ないか。8番、口田邦男議員。

口田議員：コロナについては、最近、何だか低年齢化して、老人よりも若い人が発症することになって、一番、私、心配しているのは学校の生徒なのである。小学生あるいは中学生。うちにも孫がいるから。大体、大丈夫なのかなというふうに想像しているの、その辺、今、教育長がおられるので、学校の体制と現状をひとつお知らせ願いたいと。

教育長（三澤史佐子）：学校の感染対策であるけれども、当初、去年、コロナウイルスが最初に発見されて以来、学校としては継続的に、それからいろいろな装備等も含めて充実した中でずっと行われている状況である。世の中の情勢が少し落ち着いたときも、それから今のようにだんだん感染者数が増えた状態になってからも、十分に学校側としては気をつけている状況である。ただ、家庭との連携は非常に大きいことだというふうに思っている。その辺も含めて、学校と家庭と地域と、また行政と、しっかり情報を共有し合いながら、そしてそれぞれができることを十分に果たしながら、まずは学びを保障していくということ、これが、大切なことだというふうに思っている。

口田議員：分からないことだけでも、もし怪しいなというふうに思ったら、躊躇なく、とにかく休校なりの判断をいただきたいとお願いする。以上である。

桜井議長：教育長。

教育長：御指摘のとおり、このことは大変大切なことだというふうに思っている。感染の有無になる前に、発熱があるとか少しでも体調が悪いとかということがあったときには、躊躇なく学校を休んでいただくように保護者にもお伝えしておるところである。そして、その場合は、学校を休んだということにならないように対応していただくように学校側も配慮をしているので、また、お子さんのいる家族の中に発熱だとか風邪の症状が現れたとき、そういう場合も休んでいただいて、なるべく学校の中に感染が持ち込まれないように十分に努めてまいりたいというふうに思っている。

桜井議長：よろしいか。ほかにないか、質疑はないか。

（なしという声あり）

桜井議長：なければ、感染確認に伴う臨時休館についての質疑を終わりたいと思う。

## ・新体育館建設予定地について

桜井議長：続いて、新体育館建設予定地について、これも社会教育課より説明をいただく。

社会教育課長：新体育館の建設予定地についてということで、御説明を申し上げます。新体育館については、令和6年度中の供用開始を目指すということで進めており、建設事業のほかにも、まず用地、建設場所の部分についても、内部の協議であったり、理事者協議であったりと進めてきた経過がある。基本的な、まず用地の視点として、浸水想定区域外が望ましい。更に、交通の利便性を考慮した市街地が望ましい。敷地面積については、1万平方メートル以上とすること。これは、現体育館の建物規模や駐車場の用地を含めて1万平方メートルが必要であろうと。大きくこの3つを基本視点の中に置いて、既存の町有地であったりとか、こういった要件を満たす民間の所有地も含めて、担当課としては理事者との協議を進めてきたところである。この中で、昨年度、町民のアンケートを実施した結果があり、そこでも市街地での建設を望む声が回答者のうち約65%出ていたり、特記事項として、もう具体的にこの場所がいいというような箇所をアンケートに書いていただいたアンケート結果もあって、そういったことを加味しながら、用地の選定について進めてきたところである。今回御説明する予定としては、2番のほうに記載があるけれども、北2条8丁目7番1のうちとなっている。ホクレン農業協同組合様が所有する土地であり、いわゆるアスパラまつりの会場となっている敷地内の一部ということであるが、ホクレン農業協同組合様のほうとは、昨年の11月に最初に交渉の接触というか、打診的な協議を進めて以来、本日まで数回にわたり、私、更に町長も含めて、ホクレン側とお話を進めた経過がある。7月に入ってから、町の基本的な希望の用地の区画、更に価格面という点についても、基本的に一定の合意というか、了解というものを得、今後、正式な譲渡契約に向けて協議を進めていくということで了解する旨のホクレン農業協同組合様からの回答文書の通知を受け、本日、全員協議会のほうにお話を進めさせていただいているところである。重複するかもしれないけれども、まずレジュメ11ページにある、1番の予定地に関する基本的な考え方であるが、先ほど申し上げた3点、更にアンケートのこともある。また、用地を設定する場合、近隣の道路との接続網、こういったことも考慮が必要ということであるので、大きな3点のほか、そういった情勢も総合的に判断をして、2番にある、北2条8丁目7番1のうち1万4,983.75平方メートル、これは測量確定前であるけれども、この地番と面積を、今後、用地取得に向けて進めたいということである。13ページを御覧ください。13ページのほうには、地番の地図が、図面が出ているかと思う。図面の上部、これは国道38号である。また、真ん中辺りには道道973号線がある。更に、北星団地、栄公園というような部分が出ているので、具体的な場所についても把握いただけるかと思うが、ホクレンの農業協同組合連合会様が所有する土地のうち、北星団地側に近いエリア約1万5,000平米弱を譲渡協議を正式に進めていくということである。この部分については、栄公園の上側のほうに町道があるけれども、最終的にこの町道についても真っすぐ1本抜けるような形を今後想定していくということで、周辺道路網との接続であったり、利用者の交通の利便性であったり、また交通事故の防止という観点も踏まえた上で、建設部局と道路の設定についても今後詳細を詰めていくという予定である。15ページのほうを御覧ください。これは、本町の清水市街地における、いわゆる浸水想定区域図というもので、防災ガイドマップとなっているが、図面上、色のついているところが河川氾濫に伴う浸水が予想されるエリアである。図面の中に、清水中学校のグラウンド、そしてそのほかに栄

公園というのが、ちょっと字が小さくて恐縮だけれども、御確認できるかと思う。今回の用地はこの栄公園のすぐ向かい側ということで、浸水想定区域外であることが確認できるかと思う。11ページにお戻りください。3番として、用地取得に関する今後の予定を記載している。今後、まず、ホクレン農業協同組合様との正式な譲渡契約の締結に向けて、該当地について測量調査等を実施し、面積を確定してまいりたいということである。面積の確定測量に係る経費については、今回の9月定例議会において、委託料として37万1,000円を補正予算案として提出する予定となっているので、御承知おきいただきたいと思う。また、この中で、その後に譲渡合意事項の確認があるが、価格、契約条項等の確認を今年度に行う予定である。現在、価格面についてホクレン農業協同組合様との協議ベースにあるのは、固定資産税の評価額ベース、具体的には、正確な金額までちょっと申し上げるのは差し控えるが、4,000円弱である。1万5,000平米であれば、約6,000万円を若干下回る金額ということが正式契約に向けての1つの価格ベースになるかと思っている。また、固定資産税の取扱いについても、数百万円、今、私どもでは200万から300万円程度になるのではと予想しているけども、こういったものが譲渡時期によって、いわゆる清算行為をする、町が負担するという部分が今後出てくるだろうと思っている。したがって、用地取得の部分としての価格は約6,000万円弱、最終的に6,000万円程度を下回る程度の金額を予想しているところである。こういった形で面積を確定し、価格面も確定した上で、令和4年度に入ってから仮契約を締結し、その後、令和4年度の議会のほうに財産取得に係る議案の提出をさせていただき、速やかに正式な契約締結に進めていく予定である。契約締結事務について、令和4年度というふうにスケジュール、今後の予定を組んでいる点については、実施設計を令和4年度に建設事業で予定している。この実施設計年に用地の取得を併せて行う場合については、用地取得費についてもいわゆる過疎対策事業債の起債対象となるということから、令和4年度に契約事務を受けることでいわゆる交付税算入70%、俗に言う7割バックと言われる過疎対策事業債の活用が大きく期待されるということで、契約締結については令和4年度に進めていくという流れを組んでいるところである。私のほうからは以上である。

桜井議長：それでは、新体育館建設予定地についての説明をいただいた。これに関して、何か質疑はないか。9番、中島里司議員。

中島議員：既に建設に向けて町民のよう、あるいは関係団体等々と協議を進められているのだろうというふうに思っているが、私から何点かお聞きしたい。この予定の令和3年度から4年度に向けて、こういう非常に短い期間で答えを出すということは、これ、今、用地については過疎債を対象にするからということでお話があった。建設に向けての補助事業としてどんな事業があるのか、その辺については把握しているのかどうかお聞きしたい。

社会教育課長：建物本体の建設事業に係る財源としては、学校改善交付金（スポーツ施設）というものがある。これについては、道内の各地のいわゆる総合体育館といわれる施設の利用実績は確認していて、これは私自身、道庁の担当者の方と、ちょっとコロナで道庁まで赴けないので電話で話をしているけれども、令和4年度に協議をし、建設工事を行う年に補助金が交付されるというお話を伺っている。補助率については、補助対象経費が一部限定はされるものの、基本ラインは3分の1、上限があるというのがこの補助事業の部分である。なお、補助残については、過疎対策事業債の活用を予定している。また、建物本体の建設のほか、体育館建設の場合には多くの備品というものも当然出てくる。この部分については、いわゆるt o t oといわれるスポーツ振興くじ助成金、こういったものの活用を中心に、

今後、財源獲得に向けて進んでまいりたいというふうに考えているところである。

桜井議長：9番、中島里司議員。

中島議員：私の記憶では、あまりこういう施設に対しての補助対象というのは制約を受けて、かつ補助率が低いというのが、そういう認識を過去持っていたのだけれども、それはそれとして。今のt o t oについても、これ、今、令和3年でしょう。4年に契約の締結だから、これ、当然4年には計画書としては全部でき上がっているわけでしょう、建物も含めて。そんな簡単にt o t oの補助がもらえるのかどうか。私は、そういう補助の関係のほうがちよっと心配している。そんなに申請したらすぐ対象になるというふうには、過去においてあまり考えられない。これも、町長が完成年度を公表しているから、逆算でやっているのだろうけれども、その辺を関係機関等々と慎重にやはり事前協議、ただコロナの最中だから、面談ができないので非常に難しいと思っている。私は非常にそういう部分では不安、心配を持っている、予定どおり行くのかなど。これは、私の勝手であるけども。だから、その辺を考えると、それともう1つ、補助金をもらうために何かやる方法がないのというのが私の思いである。というのは、今の体育館との比較になる、考え方としては。今の体育館に非常に評価の高い、古いけど評価が高く、他から受けている部分がある。これというのは1つ、体育館の中、2階、観覧席ではないけど、ジョギングとか軽いランニングできる、何というのか忘れたけれど、あのスペースを持っているということが1つ非常に魅力であると。それと、宿泊施設が渡り廊下によってつながっている。これは、私は、もう何年前か忘れたけど、函館から来た少年団を連れてきた先生がものすごい魅力を語っておられた。あの当時は、これはお世辞も入ってかもしれない。古くてもいいということまで言って、そのとき何と、その先生が言ったかといったら、今の子どもたちは、ほとんど個室が与えられており、共同生活を経験してないと。教育的な見地からいうと、ああいう施設があることによって、日常、夜も、同じスポーツを通じながら共同生活する、これ、すばらしい経験をさせてもらったというお話を承ったことあるのだけれども。それらについては、今、体育館の建設だから、ほかのことは考えてないのかなという思いもあるので、今ある魅力を何とか引き継いでいくための協議というのは考えたことあるかどうか。

社会教育課長：中島議員から御指摘のあった、まず補助事業の関係であるが、議員御指摘のとおり、体育館についての補助金財源というのは非常に、メニューというのは多くもないというのも現実であるし、国における予算枠というものについても、一定の制約は現実受けてしまうというのも事実かと思う。また、t o t oについても、過去には有明公園のグラウンドの芝生化をする際に、要望してから更に1、2年経ってから要望が通ったという経過があるのも、町としての経験かなというふうに理解をしている。まず、補助事業については、やはり議員御指摘のように、私も道庁の担当者のほうに、いっぱい厚い要綱があるけども、やはりそこでは読み切れないものや書いていないものもあるのだと、いろいろな細かな制約がやはりあるというのは電話でやり取りしているので、ぜひ、コロナ禍ではあるけども、情勢の落ち着いた段階でいち早く道の方とお会いをして、補助金の獲得に向けて進みたいと思っている。t o t oについては、令和5年度もしくは6年度にいわゆる備品関係については取得行為を行っていくと思うので、例えば5年度でまず1回目の要望、2回目の要望は6年度にというふうな形で、2段階の助成の要望というものをしていく形が可能ではないかなというふうに思っている。また、今の体育館の魅力という点であるけども、ランニングコーナーの部分については、やはり現状の利用者の数も結構の方が御利用いただいているし、町民の検討会議

の議論の中でも、健康増進施設という部分に関してかなり注目度が高い議論がされてくるだろうという形を想定しているので、こういったいい部分というのはもちろん新体育館でも取り入れてく方向で、役場庁内、また町民の間でも議論を進めさせていただきたいというふうに考えている。また、現段階の農業研修会館の宿泊関係であるけども、これについては、現時点でまだ町民との議論や最終的なところというのは今後の基本設計の中で詰めていく形になる。当然、事業費規模というものについても留意をせざるを得ないというふうに考えているが、地元の少年団のお子さんたちというのは、1泊2日で、今の農業会館に泊まっているし、そういった活動というのが、やはり中島議員が言われたように、一つの子どもの共同生活の場での経験になっているということにも十分留意をしながら、宿泊機能についても、こういった形がいいのかということのももちろんあるが、今後、議論の詳細を詰めてまいりたいというふうに考えているところである。

中島議員：ランニングコーナーについては、今、結構走っている人もいるというか、私もいつか通ったことあるけども、コーナーがああいう角だから、90度だから、あれは工夫すれば直ることだと、新しいものに。ぜひ、そういうものも必要だろうというふうに思っている。宿泊については、私、今なぜ言うかというのは、宿泊施設を造ることによって補助が受けられる事業がないかということを知りたいのである。多分それ、検討してなかったら検討してない、これからやるのならやるでいい。そういう、今、財源的に云々ではなくて、これ、慎重に考えてほしいのである。1回造ったら、もう50年いじらないのである。この間、ある町民の方とちょっと話をしたら、人口が減るのだから、体育館はコンパクトでいいのではないかと。何を根拠に言っているのかと。スポーツというのは、それぞれルールがあって、体育館の場合は一般的にはバレー、バスケット、それからバドミントン、人口が減っても、その面積、枠を縮められるものではないわけである。だから、最初からコンパクトに造るという発想になって、私が聞いた町民は、人口減るのだから、そんなに大きくする必要ないでしょうということを使う。どこからそんな発想出たか、私分からないけど。スポーツ施設というのは、ルールに沿って競技があるわけだから、町民であろうが、きちんとそのルールに則った競技に取り組んでいるはずだから。であれば、それらを含めて、一定の場所も決まったし、一定の行政からの投げかけを基に、さきほど言った関係団体等々との協議に私はぶつけてほしい。今までは場所もない、規模もない、ただ協議でしょう。だからいろいろなことが出てくるのである。だから、最低限の行政として、これは金が絡むから、めちゃくちゃなことやっってくださいなんて私は言っているのではなくて、ぜひそういうものを行政からやはり、こういう体育館にしていこうと思う、それで有効利用、財政も含めて、そういう投げかけをして協議していかなければ。自由に協議していったら、そういう話が出てくるのである。その辺について、課長、窓口であるから。

社会教育課長：まず、宿泊の関係と補助事業の関係であるけれども、先ほど申した学校改善交付金（スポーツ施設）の補助事業においては、宿泊棟を設ける場合と設けない場合とで補助金の対象上限の変動がある。早く言えば、宿泊棟があったほうが補助率は上がる。ただ、もともとの補助率が例えば3分の1、しかも上限設定があるので、実質の補助がどの程度になるのかという点が1つの留意事項になるかと思っている。また、体育館の規模については、基本的に現在の体育館、2,936平方メートルの床面積を所有している。こういった施設規模に、更に柔道場というのが約300平米程度、農業研修会館も入れるとトータル5,000平米程度あるのだけど、基本的には体育館本体というのは今3,500平米程度ということ想定して、基

本設計を委託業者のほうには発注をかけている状態である。その中で、もう3,500にするのだとか、3,000にするのか、そういうことではなくて、中島議員が言われたように、基本的な競技をする場合に、バスケットなりフットサルなりバレーなりという競技があって、現体育館での規模があるのだけでも、やはり体育関係者にお話を伺うと、競技の安全性を見たら、もうちょっと床面積がないととか、競技をする上でちょっと公式競技が面積が取れてないのだとか、いろいろなお話を伺っている。全ての競技において公式面積を取るということは困難かもしれないけれども、少なからずやはり現在の利用状況、それから今度の利用状況の予測というの踏まえて、この競技面積については、安全性の確保も含めて、面積を算定していかなければならないということで考えているところであって、単純に、もちろん人口に比例して体育館を削るとかそんなことにはもちろんならないので、議員おっしゃられたとおり、それぞれやっぱりスポーツをする上で、そのスポーツに必要な面積を確保していく、これは今の体育館の大きさでやっているからいいのではなくて、安全性も配慮した上で、面積というものは算定してかなければいけないだろうということで考えているところである。

中島議員：今、課長のお話を伺っていて、面積がいくらになるうが、やはり新しくなるということは、大変、私としては喜ばしいと。ただ、伴う財政というのは町民の負担であるから、むやみやたらに大きくできるわけでもないというの理解している。ただ、今、町長、決断したら、50年間いじれないのである。一般住宅や何かと違って、増築しましょうなんていうことにはならないのだから、体育館は。そういう面も十分、今、お世話になっている方々、50年間の先を見て、しっかりした、うちの町としてはこの程度でやむを得ないなというものを目指していただきたいと。あと具体的な話はちょっとまた、今、公に場所も出てきたことなので、担当課長とも話したいと思うけども。そういうことで、町長はだから幸せ者である。50年間のことを町長の判断で進められるのである。その辺を慎重にやっていただきたいと思うのだが、いかがか。

阿部町長：幸せ者かどうかはちょっと分からないけれども、そういう巡り合わせかなという思いは持っている。こちらのほうでは何度も話をしているけれども、今朝も話したけれど、役場の職員に、庁内には。昭和49年の11月だと記憶しているけれども、そこに今の体育館が開業して、ちょうど令和6年には本当に50年になるので、常々、もう、今回建ったら50年というのは、誰もこの中に多分その50年後はないという話も含めて、課長職の段階だから、誰もいないということはない。私は間違いなくいないのはもうあれだけでも。そんなことも含めながら、皆と慎重に協議しながら、いろいろな人の意見でいろいろな人の場面の意見がたくさん出されて、それから今の宿泊施設だとか、そういうことも全ていろいろ出されているけども、全員の意見はなかなか、全部を取り入れることというのは不可能な部分あるけれども、できるだけ皆さんの、たくさんの人たちの合意を得ながら、50年使っても飽きが来ないような体育館になっていけばいいなという思いを持って、今後、進めていきたいと思うので、その辺、よろしくお願ひしたいと思う。

桜井議長：2番、川上議員。

川上議員：直接体育館についてのあれではないのだけれども、私も役場時代、古くは公衆浴場や給食センターの建て替え、清掃センターの今回の移動だとかをやっていて、非常に通常業務の中でそういう新規事業をやるというのは大変なのである。そういった意味で、今、専属で結局、多分、課長が一生懸命やっておられると思うのだけれども、やはり窮屈な日程の中では、専属のやはり職員というのは絶対私は必要だと思うのだけれども、そこら辺、教育長、または町長は、どのように考え

られているか、お聞きしたいと思う。

阿部町長：今も、御承知のとおり、社会教育課には課長職を2人を置いて、今の課長自体はほぼ専属な形の中で業務を担当している部分があるので、そういうふうなことの中で人事をしたので、今後についても、今と同じような状況はつくれるかどうか分からないけれども、ただ、専属な、大事な部分のところであるので、専門にその中身もしっかりと担えるような職員を配置していきたいと、そんなふうに思っているところである。

川上議員：ぜひ、やはり私、こういう重要な建物だとかを造るときは、そのときだけのそういうプロジェクトみたいなのをつくって、その中で進めていくのも必要なのかなと思うところであるので、ぜひ、そのような形で対応していただきたいと思う。以上である。

桜井議長：ほかに質疑ないか。7番、西山議員。

西山議員：この土地の候補地はここ1か所だけで、ほかに何か所かあって、ここに決めたということか。

社会教育課長：基本的に、まず体育館、更に駐車場も含めると1万平方メートル以上という部分については、町有地では、旧町民テニスコート、野球場の横であるけども、ここが約1万3,000平米程度ある。それから、町有地では、旧第一保育所の跡地、更に児童館、そのエリアとしては約1万平米ちょっとの土地がある。浸水想定区域外というエリアの中で、町有地としてまとまった土地というのは大きくこの2つかなど。このほか、民有地という点については、例えば清水小学校周りであったりとか、中学校周りであったりとか、農地も含めてあろうかなと思うけども、基本的にはこの町有地と、更に民間の土地という部分について、大きくは3つの候補の中で検討を重ねてきたところはある。ただ、市街地との距離感であったり、交通網等の利便性であったりという点について、体育館の利用者並びに防災の観点での機能ということも踏まえた上で、今回、ホクレンの用地を予定地という形で執り進めてきたところである。

西山議員：プールの隣の、民有地になるけど、あの辺も考えたことはないか。

社会教育課長：具体的な面積算定というのはしてはいる。ただ、周辺道路の交通網であったり、やはり市街地で、特に町民の方は自転車で行けるところとか——どこまでが行けるかと、人によって違うのであれだけれども——やはり、かなり町の中に極力近いところというような形が声としては多かったし、そこまで行き着くまでの距離、あと行き着くまでの道路を通るのかということもあるし、そういった観点も踏まえて、小学校前の土地というよりは、今回のホクレンの予定地という部分を選択してきているという経過である。

桜井議長：よろしいか。ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、これで体育館の件については終わらせていただく。

休憩する。

【休憩 14：22（教育長・社会教育課退室）】

【再開 14：23】



## ・清水町教育委員会教育長の任命について

桜井議長：休憩前に引き続き会議を続ける。

次に、8項目目になるけれども、清水町教育委員会教育長の任命について、町長より説明をいただく。

阿部町長：それでは、私のほうから、教育長の任命についてということで提案の説明をさせていただきます。現在、1期目の三澤吏佐子教育長については、10月3日で3年の任期を迎えることから、再任について提案をさせていただきたいと思う。三澤氏は、平成17年から教育委員、18年からは教育委員長、そして私が町長に就任した後の平成30年からは教育長として、町の教育行政に取り組んでいただいた経緯がある。私が町政を担う上で最も力を入れることは、子どもの幸せを第一に考えるということである。就任当初から、誰もが安心して出産・子育てをし、そして充実した教育を受けられるよう、まちづくりを進めてきた経過がある。将来に向かって夢や希望を持ち、新たな道を切り開く力を身につけた子どもたちがこの町からたくさん育つことは、子どもたちや子を持つ親だけでなく、清水町にとっても大きな財産になると思っているところである。三澤教育長については、私と志を同じくしながら、教育の四季の実践指標として、家庭・学校・地域が連携し、コミュニティスクールだとかICT教育の充実など、新しい時代を生き抜くことができる子どもの育成に取り組んできていただいた経過がある。今後、ますます少子化が進み、その少子化に伴い、子どもたちの教育環境を充実させるために、場合によっては、御影地区においては義務教育学校という手法を用いた小中一貫教育に取り組む必要が生じるかもしれない。場合によっては、清水地区と御影地区の学校の統合について検討を要する場面が、そういう必要性があるとなるときもあるかもしれない。更に、場合によっては、従来の発想を転換した大胆な発想も必要になってくるかもしれない。いずれにせよ、そこで大切にしなければならないことは、先ほど申し上げたように、子どもの幸せを第一に考えるということである。人口減少・少子化対策を進める上で、教育政策や子育て政策はとても重要であり、それが町のポイントになるような町をつくっていく必要があると考えているところである。子どもの数は少なくなるかもしれないけれども、どこの町よりもすばらしい教育環境が整ったこの町に住み続けたい、移住したい、そういった町をこれからつくっていきたいと考えているところであり、平成17年から約16年間にわたって教育行政を担ってきた三澤氏に、今後においても一緒に教育行政に携わっていただけるよう、私としては2期目の推薦が必要と考え、提案させていただき準備を進めたところである。どうぞよろしくお願いをしたいと思う。

桜井議長：特に質疑あればお受けしたいと思うが、ないか。9番、中島里司議員。

中島議員：人事のことであるから、あまり触れられないというのが私のあれなのだけど、今回、令和2年の予算審査のときに、教育委員の選任について——ちょっと今、資料持ってないからあれだけれど——そのときに、直接、教育長自らが委員のところへ伺っていたと。そのときの経過を踏まえたときの答弁があったが、私は、その答弁の内容にもちょっと問題あると思っているが。教育長というのは中立でなければならないのである。ましてや、教育長という名の下に教育委員の選任に介入することは、一般的には、過去において、私は聞いたことない。それが、教育長自らが教育委員のところへ伺っていたと。令和2年のときに、私は一言もしゃべらなかつたのだけれども。これらについて、何かずっと引っかかっていたのだけれども、何か機会あるたびに何かお話あるのかなと思ったけど、それについては一切触れられてない。その辺がちょっと疑問なのである。そこに出てくるのが、任

命権者である町長のフォローが全然そのときはなかったような気がするのである。だから、私はやはり、やってはいけないことをやったり、勇み足的に——勇み足というところとあれだけれど、勇み足でもないと思うのである。行ってはいけない、介入してはいけないのだから、教育長委員を選ぶのに、教育長自らが。その経過について質疑の中で聞きたい。

阿部町長：その後については、経過からちょっと説明すると、前任者の教育長から、私が引き継いだところでいくと、教育委員の任命というのは町長が行う。もちろん、こうやって提案させていただいて行うところであったけれども、そのときから、実は教育長のほうから、こういう人を推薦したいけれどもどう思うか、いいですねという経過の中でやってきたので、今回の部分についても、任期満了の教育委員の人選について相談を受けたときに、次の人についても相談があり、それでいいですねと。そして、最後は私がもちろん、今回の、次の監査委員についてもそうだけれども、いろいろ段取りをしてもらいながら、最後に私が頼んでというような経過がある。そういった流れに基づいて、前回のときはそういうふうにさせていただいたところである。

中島議員：今、町長が言われた、この人が任期で辞められるというから、次、誰がいいというのは、これ、教育長にもし聞いたとしても、町長の名の下に任命するわけだから、教育長自らが動くものではないと思っている。その辺が何かちょっとしっくりしてないものだから。町長が今言われたように、ちょっと認識が私とずれがあるのかなと思って、私が間違っているのかもしれないけど、私は教育長というのは中立であるべきだと。こういう人がいますよというのは情報として拾ったとしても、町長の名の下に、やはり交渉したり何かして進めるのが私は本来だと思っているから。教育長が自ら自分の仲間づくりのために動くなんてというのは、普通考えられないわけだから。それらについて、私はそこにしっくりしてないものがあるものだから、あえて、今、質疑、町長の考えを伺っているところなのだけ。これ、しつこくやると変な話になるから、この程度にとどめるけれども、もしも私が間違っているとすれば、町長、御指摘いただいて結構だと思うが、お願いしたいと思う。

阿部町長：どちらが間違っているだとかあれだとかでなくて、私はそういうやり方で今もやってきたので。今後については、今の中島議員の意見も参考にさせていただきながら。次期また次の教育委員だとかいろいろなことの場合が出てくるので、そういったときには今の意見を参考にさせていただきながら行動したいと思うので、そのように御理解をいただきたいと思う。

桜井議長：ほかにないか。5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：先ほどの町長の推薦というか、理由の中において、2点気になった点が。今の説明の中に、場合によって小中一貫校、場合によって御影中や清水中の合併という話があった。場合によってというか、今、教育委員会のほうでは、たしか、私の知っている範囲では小中一貫校を前面に検討しているというふうに伺っている。その「場合によって」というのがすごく引っかかってしまったので、その説明をしてほしいのだけど。今、小中一貫校で、御影を中心として、これだけ子どもの数少なくなっているけど、これ、場合によってではなくて、今やっているのである。そして、もう一つ、「場合によって」という、今、合併の話が出たのだけれど、これ、どちらか選択しなければならないはずなのである、小中一貫校にするのか。それは、すごく地域にとって非常に難しい話でもあるし、実は清水で一体感つくるためには非常にすばらしい話でもあるのだけど。町長、この4年間というか、任期の中に、今出てきた御影中学校と清水中学校を合併させるとい

うことで私理解したいのだけど、両方とも「場合によって」と言ったので、どちらかはっきりしていただいたら非常に心がすっきりとするところがあるのだけど、ぜひ、そこを先ほどの説明の追加でお願いしたいと思う。

桜井議長：答弁できるか。町長。

阿部町長：現在、小中一貫教育ということでももちろん動いているので、そういうことからいけば、最初の部分の「場合によっては」はちょっとなかったほうがいいかなという状況である。ただ、その次においても「場合によって」と言ったのは、今後、御影の、特に小学校がそうだけれども、小学校がそうなる中学校もそうなるのだけれども、大体これから3年か5年くらい後に、今の生まれた0歳児から5歳児まで、大体10人前後ぐらいで経過しているあれがある。そんなこともいろいろ考えていくと、地域とももちろん相談であるけれども、そんな話がいろいろあるので、いろいろなことも視野に入れながら考えていかなければならないかなというところの中で、「場合」という言葉を使わせていただいたところである。60人、それから10人切っちゃうとあるいは8人切っちゃうと1学年が、2学年で16人であるけれども、複式学級だとかそんなことも出てくるので、ならないように努力するけれども、そういった場合になったときに、一番、子どもたちにとってどういう方法がいいのか、意見としていろいろなことが出てきた中で、それらを参考にしながらかじ取りをしていかなければならいかなと。そういう部分を、教育長も含めて、今後検討していく場面が出てくることも考えられるので、そういった言葉を使わせていただいた。

鈴木議員：ということは、合併については今のところ考えてないけれど。考えてないのだけど、教育委員会が今進めている小中一貫校をベースにしながら、子どもたちの幸せを最大限考えてやっていくということで理解してよろしいか。合併はちょっと今、多分、本気ではないなというふうには思ったのだけど。

阿部町長：まずは第一段階としてそういうところである。

鈴木議員：これ、新聞屋さんもいらっしゃるので、そこがはっきりしたら、多分、明日以降、御影・清水中学校合併という、もしかしたら新聞に踊るかもしれないので。ただ、そのぐらいの気持ちがあってもいいのだろうけど、ただ、今、「場合によっては」というのがすごく引っかかっているものだから、どちらなのだろうという。多分、これ、御影の人なんかそうであるし、清水の子どもたち、御影の子どもたちもすごく一こういう会議をしていることは知らないと思うけど、一町長の方針が、教育委員会としては一番太くなると思うので。それ、今、どちらかというよりは、かじを切ってくということで私は理解していきたいのだけど、どうか。

阿部町長：こういう発言をしている。「清水、御影の統合について、検討を要する必要があるかもしれない」という、そういうふうな発言をしているので、そういう場合もあるかもしれないけど、今言ったように、第一段階としては小中一貫教育の中で、その後の生徒数だとかいろいろな状況を含めた中で、あるかもしれないけど、今のところは、先ほど言ったように、小中一貫教育の中でずっと進めていければなというふうに考えている。そういうふうな思いを持って進めている。

鈴木議員：こ人事案件の関係と全くちょっと、少しずつ来ているのであれだけど、教育委員会がずっとやっているのは、もう視察から何から小中一貫校をずっとやってきている中で、いきなり合併の話が出てくるのはすごく違和感を感じたのである。なぜ、そんな話が出たのかなというの。ただ、そういう、御影の親から出ている声は聞いてはいるけども。何か突然の違和感でびっくりしたが、もしそれをするのであれば、次回の本会議で、ちょっと整理して…。「場合によっては」という言葉はだいたい教育行政とか随分と違う方向だと。どちらを選んでもいい方向だと

信じているけど、今までの考え方と違う方向になるかもしれないので、今日は提案ということの前段階であるけど、ぜひ、本会議で、その部分のしっかりとした説明をお願いしたいと思う。以上である。終わる。

桜井議長：ほかに。口田邦男議員。

口田議員：今、ちょっと関連になるけど、場合であろうと何だろうと、今、学校の統合問題を町長のほうから口に出すということはやめてほしい。これ、災いのもとになる。町長が考えなくたって、周りの父兄がそういう事態になったら、父兄のほうから言ってくる。もうとてもではないけど、少人数ではできないから、合併のほうに向かってくださいと父兄のほうから言ってくるのだから、何も町長がそんなことを口にする必要はない。これだけはもう、町長、言葉として表してほしくない。どうか。

阿部町長：今、鈴木議員に言われたことも含めて、本会議のときにはそのことも含めて、私の考えを述べたいと思う。私も、小中一貫校のあるいは義務教育学校も含めて、白糠町に視察に、教育委員の皆さんとついていった経過があるので、そんなことも含めて、それに全力を傾けていきたいなというふうに思うところである。

桜井議長：ほかに質疑ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件については終わる。

#### ・清水町監査委員の選任について

桜井議長：続いて、清水町監査委員の選任について、町長より説明をいただく。

阿部町長：続いて、人事案件の2点目である。代表監査委員、渡辺富士雄氏の現在やっていた任期は今年の6月14日までとなっていたけれども、そんな中で、6月14日をもって退任の意向が示されたところであるけれども、後任の監査委員が決まるまでの間、今は、現在、監査委員職務執行者として継続して職務をお願いしているところであるが、後任の監査委員として次の方を提案するので、よろしく願います。清水町南1条1丁目にお住まいの飯野光彦氏である。62歳である。長い間、飯野氏におかれては、医療機関の事務職として長年勤務され、3月末で退職され、町内に戻ってこられている。本町の状況も把握されており、財務管理、事業の経営管理などにもすぐれた見識をお持ちの方であり、監査委員として提案させていただくので、よろしく願いたいと思う。

桜井議長：それでは、監査委員の選任について、特に質疑あればお受けしたいと思うが、ないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようなので、これで監査委員の選任についてを終わらせていただく。

以上、町長からの申出事項、全て終わったので、ここで執行側には退席いただく。

御苦労さまでした。

休憩する。

【休憩 14：44（執行側退室）】

【再開 14：44】

## (2) その他

桜井議長：再開する。事務局長より連絡事項があるので説明をお願いします。

田本局長：(西部十勝4町議会議員パークゴルフ大会の中止について経過を説明。11月16日・17日開催予定の議会報告会と町民との意見交換会について、9月定例会の会期末までに開催の可否について議会運営委員会で決めるというスケジュールを説明)

桜井議長：今、局長から報告のとおり、先ほど開催した議会運営委員会の中でこの取り扱いについて協議をしたところである。9月定例会までに、やるかやらないか決定させていただきたいと思うので、ご理解をいただきたいと思う。この前に成人式等は町も行ったわけですが、町の行事あるいは議長会あるいは町村会の行事が、また、これから予定されている秋祭り等、いろいろなものが中止されている状況の中であるので、いろいろなことを判断しながら決定させていただきたいと思う。事務局からもう1点連絡事項があるので、お願いします。

田本局長：(9月定例会末に予定の議友会と議員会との交流事業について中止の方向性となった旨の説明)

桜井議長：皆さんのほうから何か協議事項があればお受けしたいが、あるか。

(なしの声あり)

桜井議長：なければ、これで全員協議会を閉じたいと思うが、よろしいか。

(はいの声あり)

桜井議長：これで全員協議会を終了する。ご苦労様でした。

【閉会 14：53】